

郵便投票届出書について（説明）

投票日（4月20日）又は期日前投票期間（4月17日～4月19日）のいずれも投票を行うことができない特定の事由がある場合は、選挙管理会への事前の届出により、郵便投票を行うことができます。

届出書は、4月8日（水）必着で書留郵便にて京都選挙管理会宛（京都教務所）に郵送にて送付ください。

なお、届出は、書留のみの受付ですので、持参された場合は受付ができませんのでご注意ください。

●郵便投票を行うことができる事由について

- 1：交通事情その他居住地の都合による場合
- 2：入院、病気又は身体の故障による場合
- 3：宗務又は法務等の都合による場合

●注意事項について

- ・届出書には、運転免許証の写しや住民票等の「本人の氏名、生年月日が確認できる証明書（本人確認書類）」の添付が必要です。
- ・届出書には、シャチハタ等のスタンプ式印鑑以外の印鑑を用いて押印ください。
- ・届出書に記載する「所属投票区」は、2頁を参照ください。
- ・届出書は、郵便投票を希望する選挙人1人につき、1通が必要です。他人の届出や家族分をまとめた届出等は受理することができません。
- ・郵便投票を行う選挙人は、直接投票・期日前投票を行うことはできません。また、一旦届出が受理された後は、取りやめることができないので、ご注意ください。

教区会議員選挙における投票区について

組ごとに「投票区」が定められていますので、所属組から「投票区」を確認ください。

記

- 長浜投票区 対象組：長浜第12組・長浜第13組・長浜第14組・長浜第15組
長浜第16組・長浜第17組・長浜第18組・長浜第19組
長浜第20組・長浜第21組・長浜第22組・長浜第23組
長浜第24組
- 敦賀投票区 対象組：敦賀組
- 若狭投票区 対象組：若狭第1組・若狭第2組
- 京都投票区 対象組：山城第1組・山城第2組・山城第3組・山城第4組・山城第5組
近江第1組・近江第2組・近江第3組・近江第4組・近江第5組
- 湖東投票区 対象組：近江第6組・近江第7組・近江第8組・近江第9組・
近江第10組・近江第11組
- 湖西投票区 対象組：近江第25東組・近江第25西組・近江第26組
- 丹波投票区 対象組：丹波第1組・丹波第2組
- 但馬投票区 対象組：丹波第3組、但馬組
- 山陰投票区 対象組：因伯組・出雲組
- 石見投票区 対象組：石東組・石西組

以上

2026年 月 日

京都選挙区選挙管理会 御中

京都教区 組 寺・教会

氏名 印

郵便投票届出書

このたび、2026年4月20日施行の教区会議員選挙にあたり、下記事由により郵便投票を行いたく、ここに届け出いたします。

記

現住所	〒 -
連絡先	(電話番号) - -
生年月日	(西暦) 年 月 日
所属投票区	京都選挙区 投票区
事由	<input type="checkbox"/> 交通事情その他居住地の都合のため <input type="checkbox"/> 入院、病気又は身体の故障のため <input type="checkbox"/> 宗務又は法務等の都合のため
本人確認書類 (写し)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ()

以上

註)

- ・本人確認書類は、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の写し、又は住民票や身分証明書(いずれも3ヵ月以内のもの)など、氏名・生年月日が確認できるものに限り
ます。
- ・提出された証明書は、郵便投票の受理にかかる本人確認以外の用途に使用しません。
- ・本書は書留郵便(書留速達又は簡易書留)で送付してください。なお、書留郵便で送付で
きない地域に居住する場合は、あらかじめ選挙区の選挙管理会にご相談ください。
- ・郵便投票に関する不正は、懲戒の対象となります。
- ・郵便投票を行う者は、直接投票又は期日前投票のいずれも投票することができません。

事務長	扱者	受理の日時
		2026年 月 日 時 分